株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号 及び会社法施行規則第190条に定める書面)

> 2025年11月1日 キユーピー株式会社 アヲハタ株式会社

株式交換に係る事後開示書面

東京都渋谷区渋谷一丁目 4 番 13 号 キユーピー株式会社 代表取締役 社長執行役員 髙宮 満

広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号 アヲハタ株式会社 代表取締役社長 上田 敏哉

キューピー株式会社(以下「キューピー」といいます。)及びアヲハタ株式会社(以下「アヲハタ」といいます。)は、2025年7月3日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2025年11月1日を効力発生日として、キューピーを株式交換完全親会社とし、アヲハタを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日 (会社法施行規則第190条第1号)

2025年11月1日

- 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)
 - (1) 会社法第784条の2 (株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過 会社法第784条の2の規定による請求を行ったアヲハタの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過

アヲハタは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2025年10月10日付で、アヲハタの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となるキューピーの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしましたが、会社法第785条第1項に従いアヲハタに対して株式の買取りを請求した株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過 該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条(債権者の異議)の規定による手続の経過 該当事項はありません。
- 3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第3号)
 - (1) 第796条の2(株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

キューピーは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過

キューピーは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2025年8月1日付で、キューピーの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるアヲハタの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、キューピーは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条(債権者の異議)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190条第4号)

本株式交換によりキューピーに移転したアヲハタの株式の数は、本株式交換によりキューピーがアヲハタの発行済株式の全部(ただし、キューピーが保有するアヲハタ株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のアヲハタの発行済株式総数からキューピーが保有するアヲハタの株式の数を除外した 4,564,774 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記5.(4)記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)

- (1) キューピーは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨をキューピーに通知したキューピーの株主はおりませんでした。
- (2) アヲハタは、会社法第783条第1項の規定により、2025年9月25日開催の臨時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) アヲハタの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2025 年 10 月 30 日付で上場廃止となりました。
- (4) アヲハタは、2025年9月25日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準時において保有していた自己株式39,690株の全てを消却いたしました。
- (5) キューピーは、本株式交換に際して、基準時におけるアヲハタの株主(但し、上記(4)の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、キューピーを除きます。)に対し、その保有するアヲハタの普通株式の数の合計に0.91を乗じて得た数のキューピーの普通株式を交付しました。なお、キューピーが交付した普通株式の総数は4,153,944株であり、その全てをキューピーが保有する自己株式より充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (6) 本株式交換に伴い増加した、キユーピーの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。
 - ① 資本金: 0円
 - ② 資本準備金: 会社計算規則第39条に従いキューピーが別途定める額
 - ③ 利益準備金: 0円
- (7) キユーピーは、公正取引委員会から、2025 年 8 月 22 付で本株式交換に係る株式取得について 排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

以上